

前橋市中間技術検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市工事検査規程による中間技術検査の実施方法について必要な事項を定め、工事の適正かつ能率的な施工の確保と技術的水準の向上を図ることを目的とする。

(検査の実施)

第2条 中間技術検査は、原則として工事検査員が実施することとし、契約監理課長が工事担当課長から中間技術検査依頼を受けた場合は遅滞なく検査を行うものとする。

(検査の立合)

第3条 工事担当課長は、中間技術検査の日時を受注者に通知するとともに監督員及び受注者を検査に立ち会わせなければならない。

(検査の対象及び回数)

第4条 中間技術検査の対象は、次に掲げる工事とする。

(1) 当初設計金額5千万円以上の工事

(2) 当初設計金額5千万円未満で工事担当課長が特に必要と認める工事

2 前項第1号に規定する工事のうち、工事内容が機器類の交換のみの設備工事は中間技術検査の対象外とする。また、技術的難易度及び施工上の変化点の重要度等、工事内容を勘案し中間技術検査の効果が期待できないと認められる工事については、工事担当課長の判断により対象外とすることができる。

3 検査の実施は、完成、出来形検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し別表から実施点を選定して行うこととする。

4 実施回数は、当初設計金額が5億円未満の工事については1回程度、当初設計金額が5億円以上の工事については2回程度行うことを原則とする。

(検査と完成検査及び出来形検査との関係)

第5条 中間技術検査で確認した部分については、完成検査及び出来形検査時の技術的確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。

(給付関係)

第6条 中間技術検査は、技術的確認を行い給付の対象検査としない。

(対象工事の指定)

第7条 中間技術検査対象工事は特記仕様書で指定するものとする。

2 前項の特記仕様書の記載事項は、別記の方法を参考とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月4日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

中間技術検査対象工種表

工種	検査実施点（施工上重要な変化点）
道路工事	1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時 2 地盤改良完了時 3 上層路盤が完了し舗装工事着手前
橋梁工事	1 下部工の基礎工完了時 2 P C橋上部工のポステン桁配筋及び緊張時 3 鋼橋上部工の仮組検査（簡易なものを除く）及び床版配筋完了時
土木（橋梁）塗装工事	1 大規模な塗装工のケレン完了時
トンネル工事	1 掘削完了または巻立コンクリート型枠設置後
河川・水路工事	1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時
取水堰工事	1 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時 2 ゲートの仮組検査（簡易なものを除く）
パイプライン工事	1 フームポンド及び調整池の基礎工及び配筋完了時 2 推進工事の立杭到達時
砂防工事	1 堰堤基礎の掘削完了後でコンクリート打設前
地滑り工事	1 鉄筋構造物の配筋完了時 2 アンカーワーク完了時 3 杭打工溶接完了時 4 モルタル注入完了時
公園施設工事	1 大型複合遊具の基礎工及び配筋完了時
上水道工事	1 配水池の基礎工及び配筋完了時 2 推進工事の立坑到達時 3 管更生工事の更生材料硬化時
下水道工事	1 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋完了時 2 シールド一次履工完了時 3 シールド及び推進工事の立坑到達時 4 管更生工事の更生材料硬化時
揚水機場工事	1 吸水・排水槽及びポンプ場の基礎工及び配筋完了時
建築工事 (外構造園含む)	1 主要構造物の杭打ち完了時 2 新築及び改築（増築含む）構造物躯体完了時
設備工事	1 主要機器・配管等の据付け、取付け完了時 2 主要機器（ポンプ、送風機、発電機等）の性能検査
上記以外	1 埋め戻し等を行い、構造物等の重要な部分が不可視となる前 2 出来高が 50% 程度に達した時点

別記（第7条関係）

特記仕様書（作成例および記載内容）

第〇〇条 本工事は、中間技術検査対象工事とする。

2 検査実施の回数および時期は、下記を予定している。

第1回 ○〇〇〇工完了時

第〇回 ○〇〇〇〇〇〇〇〇時

3 監督員は、受注者に対して書面をもって検査日および検査員名を通知することとする。

4 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うものであり給付の対象としない。

5 受注者は、つきの各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間技術検査時点までの工事管理記録等を準備すること。
- (2) 受注者は検査前に前橋市工事検査実施要領第3条の検査に必要な機器を準備すること。
- (3) 受注者は、中間技術検査に立ち会わなければならない。